

■議案第29号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、公営住宅法第23条の改正を受け本条例の改正を行うものです。

【改正内容】

入居基準のうち、同居要件廃止に係る改正及び収入基準に係る改正するものです。

【新旧対象表】

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 公営住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)～(5) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第2号及び第3号に掲げる要件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u> <u>(1) 60歳以上の者</u> <u>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの</u> <u>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u> <u>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u> <u>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u> <u>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律</u>	(入居者の資格) 第6条 公営住宅の入居者は、次に掲げる条件 <u>(法第23条に規定する老人等(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者にあっては第3号)</u>を具備する者でなければならない。 (1)～(5) (略)

<u>第 168 号) 第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に定める程度であるもの</u> <u>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号) 第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u> <u>(5) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 1 項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 127 号) 附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。) を受けている者</u> <u>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</u> <u>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成 13 年法律第 63 号) 第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等</u> <u>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</u> <u>ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</u> <u>イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</u> <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号) 第 21 条に規定する被災者等にあつては、第 1 項第 3 号に掲げる要件を具備する者でなければならない。</u>	
--	--

(入居者の資格の特例) 第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅を明け渡そうとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の公営住宅に次条第1項の入居の申込みをしたときは、当該入居者は、<u>前条第1項各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 <u>前条第1項第2号イ</u>に掲げる公営住宅の入居者は、<u>同項各号</u>（老人等にあつては、<u>同項第2号及び第3号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定) 第8条 (略) 2 <u>町長は、入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u> 3 <u>町長は、第1項の入居の申込みをした者（次条において「入居申込者」という。）のうちから公営住宅の入居者を決定し、その旨を該当入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。</u> 4 (略) (入居者の選考) 第9条 (略) 2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に<u>前条第3項</u>による決定（以下「入居の決定」という。）をするものとする。 3～5 (略) (収入超過者等に関する認定) 第29条 町長は、毎年度、第14条第2項の規定により認定した公営住宅の入居者の収入が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が当該公営住宅に引き続き3年以上入居しているとき（次項に規定する場合に該当するときを除く。）は当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。 2・3 (略)	(入居者の資格の特例) 第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅を明け渡そうとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の公営住宅に次条第1項の入居の申込みをしたときは、当該入居者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 <u>前条第2号イ</u>に掲げる公営住宅の入居者は、<u>同条各号</u>（老人等にあつては、<u>同条第2号及び第3号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定) 第8条 (略) 2 町長は、<u>前項</u>の入居の申込みをした者（次条において「入居申込者」という。）のうちから公営住宅の入居者を決定し、その旨を該当入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。 3 (略) (入居者の選考) 第9条 (略) 2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に<u>前条第2項</u>による決定（以下「入居の決定」という。）をするものとする。 3～5 (略) (収入超過者等に関する認定) 第29条 町長は、毎年度、第14条第2項の規定により認定した公営住宅の入居者の収入が<u>第6条第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が当該公営住宅に引き続き3年以上入居しているとき（次項に規定する場合に該当するときを除く。）は当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。 2・3 (略)
--	---

附 則 1～5 （略） （平成 21 年度以後における公営住宅の入居者資格に係る収入の条件の特例） 6 平成 21 年 4 月 1 日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第 6 条第 1 項第 2 号の規定する収入の条件については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）による改正後の公営住宅施行令（以下この項において「新令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。第 5 条各号に規定する事由がある場合において平成 21 年 4 月 1 日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る第 6 条第 1 項第 2 号に規定する収入の条件についても、同様とする。 7 （略）	附 則 1～5 （略） （平成 21 年度以後における公営住宅の入居者資格に係る収入の条件の特例） 6 平成 21 年 4 月 1 日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第 6 条第 2 号の規定する収入の条件については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）による改正後の公営住宅施行令（以下この項において「新令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。第 5 条各号に規定する事由がある場合において平成 21 年 4 月 1 日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る第 6 条第 2 号に規定する収入の条件についても、同様とする。 7 （略）
--	--